

令3年 No10 建築設備

1. エレベーター機械室 毎分150m 天井高 $\geq 2.2m$
 令129条の9 二号 150m以下 2.2m $\rightarrow 0$
2. エアコン「X」技術的基準, 必要有効換気量 = 床面積 \times 天井高 \times 0.5
 令20条の8 1項 一号 $V_r = nAh$ $(n=0.5) \rightarrow 0$
3. 開口部面積が床面積の1/50未満, 100m²以内区画, エレベーターの客室 排煙設備不要
 令126条の2 1項 設置が必要なもの
 令116条の2 1項 二号 開放部分の面積が床面積の1/50以上存在する
 令126条の2 1項 二号 100m²以内区画は不要 $\rightarrow 0$
4. エレベーター強度検証法 昇降部以外の固定荷重 + 昇降部の固定荷重 + 吊り下り積載荷重
 令129条の4 2項 二号 $G_1 + \alpha_1 (G_2 + P)$ G_1 G_2 P
 α_1 : 加速度 $\rightarrow \times$

令2年 No10 建築設備

1. 高 $\geq 31m$ 超 \geq 全 \geq 建築設備 \geq 33m場合 非常用昇降機 設置不要
 法34条2項 31m超 非常用昇降機設置
 令129条の13の2 設置を要する建築物 一号 $\rightarrow 0$
2. 事務所 発熱量 6kw 調理室 換気設備 不要
 法28条3項 調理室 必要
 令20条の3 除かえる室 一号 密閉式燃焼器具等 \rightarrow 該当する
 二号 100m²以内の住居 \rightarrow 該当する
 三号 6kw以下 (調理室除く) \rightarrow 該当する
 $\left. \begin{array}{l} \text{一} \\ \text{二} \\ \text{三} \end{array} \right\} \times$
3. 昇降路の出入口の床先と扉の床先との水平距離 4cm超
 令129条の7 四号 4cm以下
 令129条の11 適用除外 $\rightarrow 0$
4. 冷却塔設備 不燃材料以外の材料
 令129条の2の6 一号 不燃材料 又は 大臣が定める構造 $\rightarrow 0$

令和5年 No10 建築設備

1. 給水管, 配電管が耐火構造の防火区画と貫通する場合
令129条の2の4
1項七号ハ → 0
2. 非常用エレベーター昇降路, 乗降エレベーター
令129条の13の3
4項 昇降路
令129条の13の3
3項 乗降エレベーター
四号 → 0
3. 排煙設備の自動開放装置不要
令126条の3(項10号) → X
4. 200㎡以内に区画した居室の排煙設備不要
令126条の2 → 令116条の2(項二号)に該当する開口部がある。居室は排煙設備必要
→ 床面積の1/50以上
適用除外 一号 → 0

令和4年 No10 建築設備

1. 高さ31m超 4階以下 100㎡以内区画 非常用エレベーター設置不要
令34条2項 高さ31m超に設置
令129条の13の2 設置を要する建築物
三号 31m超の階数4以下, 100㎡以内区画 } 0
2. 各構えの床面積1500㎡ 中央管理室
令126条の3十一号 → 0
3. 床面積50㎡ 発熱量8kw 床面積7㎡調理室に0.7㎡の有効開口 換気設備不要
法28条3項 換気設備必要な条件
令20条の3 除かれる火気使用室
二号 100㎡以内, 発熱量12kw以下, 調理室床面積の1/100の0.8㎡以上
↑ X
4. 延べ面積1500㎡ 3階建て物品販売業 全館避難安全検証法 非常用の照明装置必要
令126条の4
法別表第1(イ)欄(1)~(4)項 → 非常用の照明装置必要 (A2注を参照) ↑ 0
令129条の2 全館避難安全性能確認建築物(1)~(2)の適用除外規定に含まれる

令和1年NO10 建築設備

1. エレベーターに自動的にかごを制止する装置を設置
合129条の10 3項 一号ロ → 〇
2. 防火区画に貫通する配管 不燃材料
合129条の2の4 (1) 項七号イ → 〇
3. 排煙設備の排煙口に手動閉鎖装置、自動開放装置を設置
合126条の3 (1) 項 四号
欠号 → 〇
4. 踊段面 9m^2 エスカレーター 積載荷重 18kN ← ×
合129条の12 3項 $P=2600\text{A}$
 $P=2600 \times 9 = 23400\text{N} = 23.4\text{kN}$